

2009.3.6

実現しよう！ 改正貸金業法の 完全施行

Reduce Interest Rate!

2006

高金利引き下げおよび多重債務対策を求める全国連絡会
(略称:高金利引き下げ全国連絡会)

代表幹事: 甲斐道太郎、弁護士宇都宮健児、弁護士新里宏二

お問い合わせ先

〒363-0023 埼玉県桶川市朝日2-12-23 司法書士井口鈴子

電話 048-775-5892 FAX 048-772-0076

<http://homepage2.nifty.com/kinri-hikisage/>



目 次

- 多重債務問題改善プログラム.....①
- 多重債務相談窓口の拡充.....②～③
- ヤミ金融対策.....④～⑤
- セーフティネット貸付け(個人).....⑥～⑦
- セーフティネット貸付け(事業者).....⑧～⑨
- 10年前の失敗を繰り返してはならない.....⑩
- “貧困ビジネス”はいらない.....⑪

多重債務問題改善プログラム

改正貸金業法は段階施行

2006年12月、改正貸金業法が全会一致で成立しました。

改正法は、完全施行まで3年を目途として、4段階に分けて施行されます。現在、第2段階です。



多重債務問題改善プログラム

政府は「多重債務者対策本部」を設置、2007年4月に「多重債務問題改善プログラム」を決定しました。

①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付け、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育、の4点を掲げています。

官・民を問わず、多くの関係者が協力してこの課題への取り組みを進めています。

根本的な解決のためには、「新たな多重債務者を生み出さない仕組み」をつくる改正法の完全施行が不可欠です。

多重債務相談窓口の拡充

全都道府県で官民連携の対策組織

全国47都道府県で多重債務問題対策協議会が設置されました。

2007年は「多重債務相談ウイーク」、2008年は「相談強化月間」を全国一斉に実施してきました。

このような取り組みを通じて、地方自治体と、法律家や被害者の会など民間とのネットワークが広がっています。

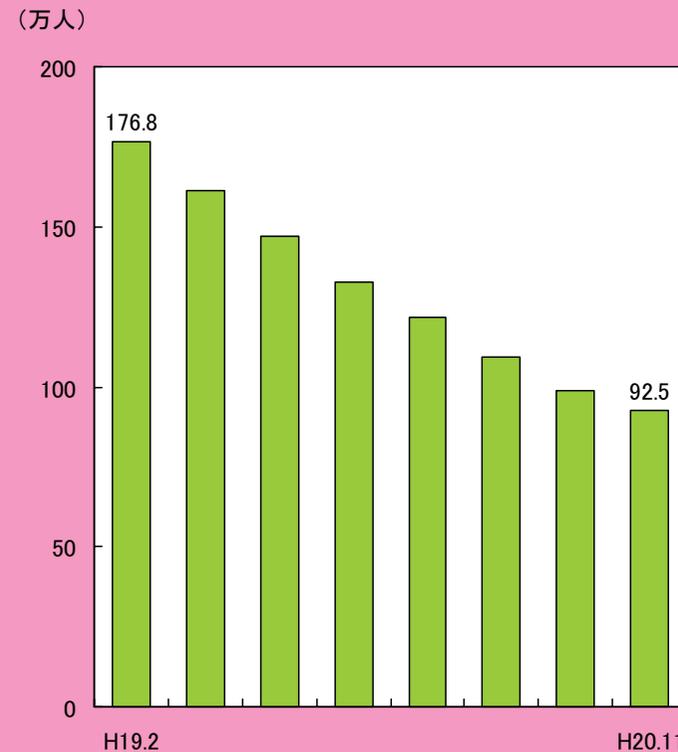
市区町村の9割に相談窓口

平成20年度上半期において、1,630市区町村で多重債務者向け相談窓口が整備済みです(金融庁報告による)。

多重債務者は84万人減少

無担保・無保証借入れの登録が5件以上ある者は、2007年2月から2008年11月までの間に84万人減少しています(金融庁統計による)。

無担保・無保証借入れの登録が5件以上ある者



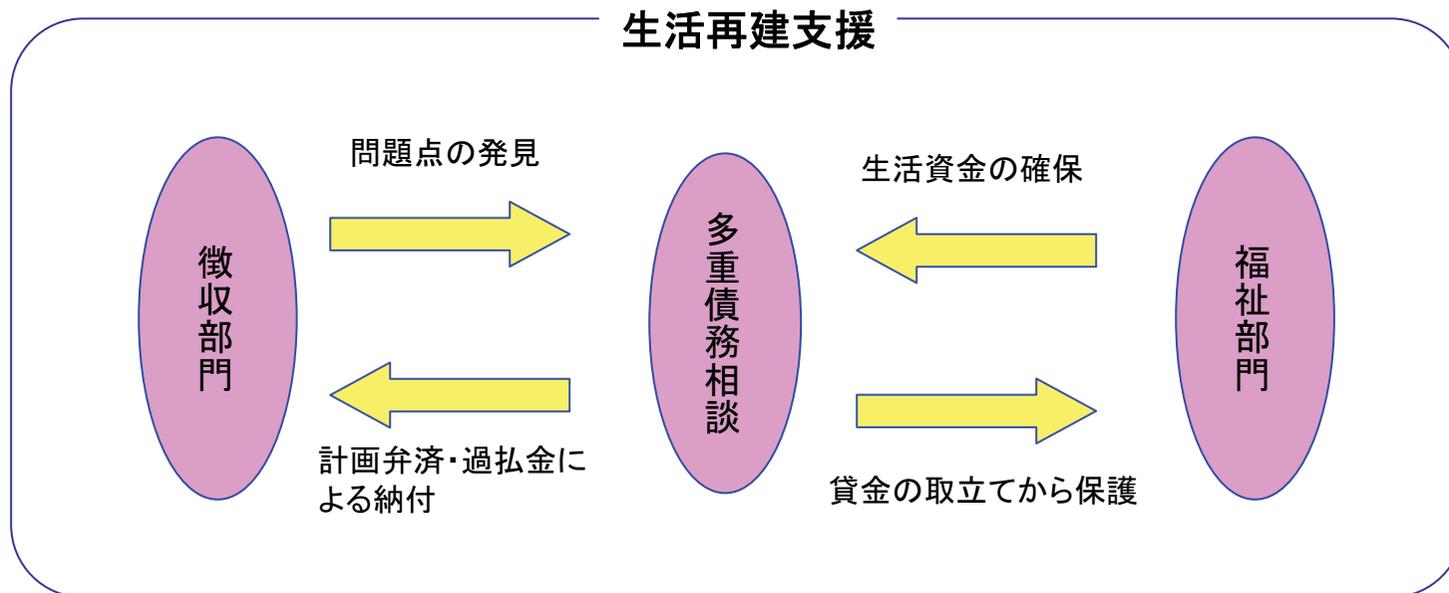
多重債務相談窓口の拡充

多重債務問題の背景

1人の多重債務者は、同時にいくつもの生活上の問題を抱えていることが少なくありません。
心理カウンセリングでは解決のつかない問題が、たくさんあります。

総合的な生活再建支援へ

地方行政の現場では、多重債務問題を入り口にしながら、複数の専門分野が庁内で連携することによって総合的な「生活再建支援」を提供しようという取り組みも始まっています。

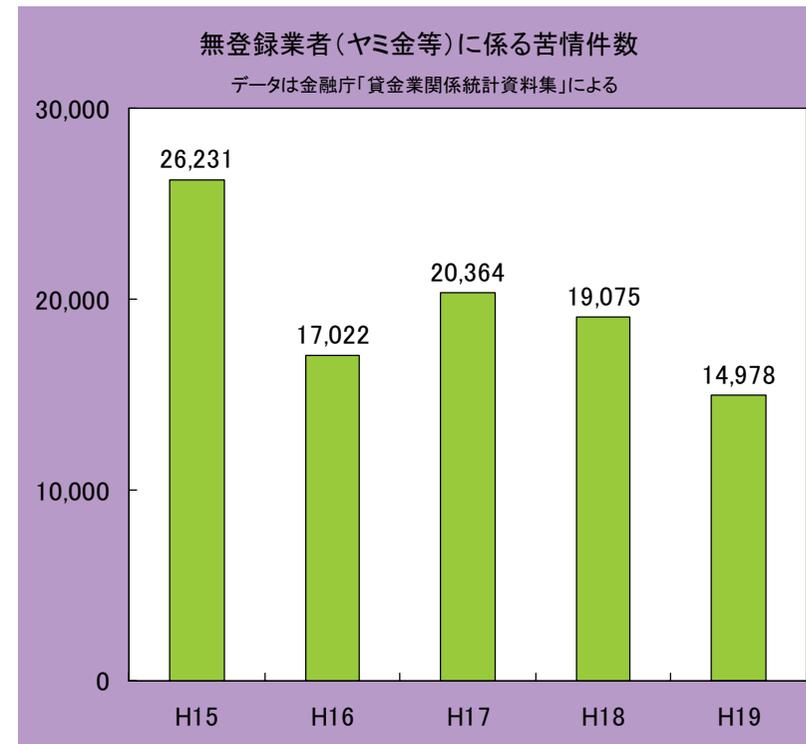
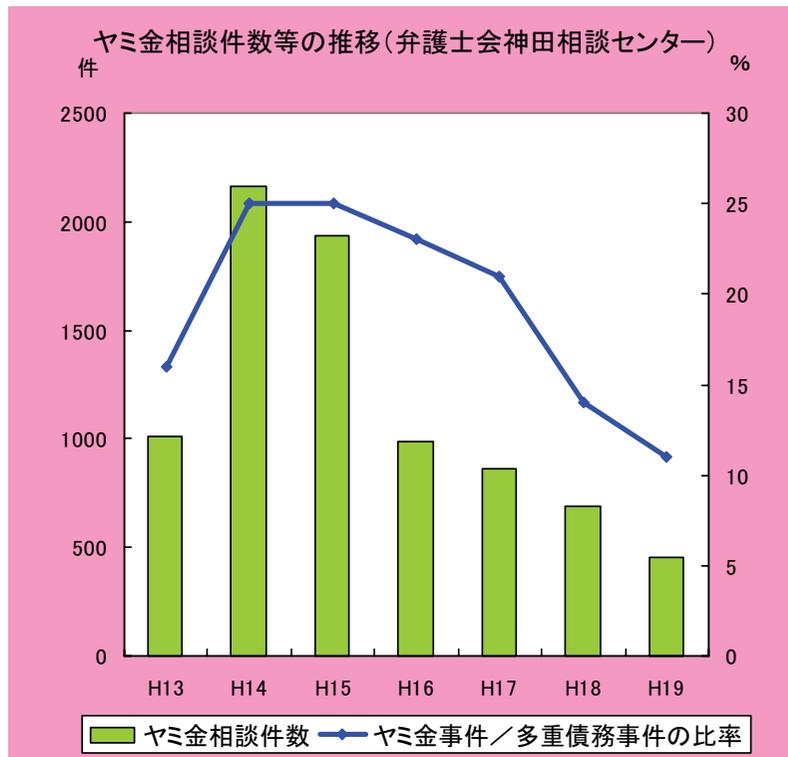


ヤミ金融対策

ヤミ金被害のピークは、平成14～15年

5件以上借入れの人が84万人減った分、ヤミ金融被害が激増したでしょうか？そういう事実はありません。ヤミ金はピーク時（平成14～15年）に比べて減りつつあります。改正貸金業法成立（H18年）以降も、特に増えているわけではありません。

ヤミ金をなくすカギは、「ヤミ金をやれば捕まる」「ヤミ金をやっても儲からない」ようにすることにあります。



ヤミ金融対策

画期的な最高裁判決

最高裁平成20年6月10日判決は、「ヤミ金が貸金元本の返還を請求することを許さず、被害者が元本として支払った金額も賠償すべきである」としました。「貸した金返せ」というヤミ金の言い分は、もはや通用しない。現場警察官は、ヤミ金の言い分に惑わされてはならない。それが、最高裁のメッセージです。

私たちは「ヤミ金にはいっさい払わない、払ったお金は全額取り戻す」方針でヤミ金に対応し、警察に対して徹底した取締りを求めます。

ヤミ金と振り込め詐欺の共通項

高金利を取り立てるか、騙してお金を取るか—どちらも、他人名義の預金口座と他人名義の携帯電話を利用した「顔の見えない犯罪」。銀行や携帯電話会社などの事業者は、直ちにサービスの提供を停止すべきです。

根本的解決＝多重債務をなくす

ヤミ金のターゲットは、多重債務者。根本的な解決策は、改正貸金業法の完全施行により、利用者が多重債務に陥らない、安全な金融の仕組みを作ることにあります。



セーフティネット貸付け(個人)

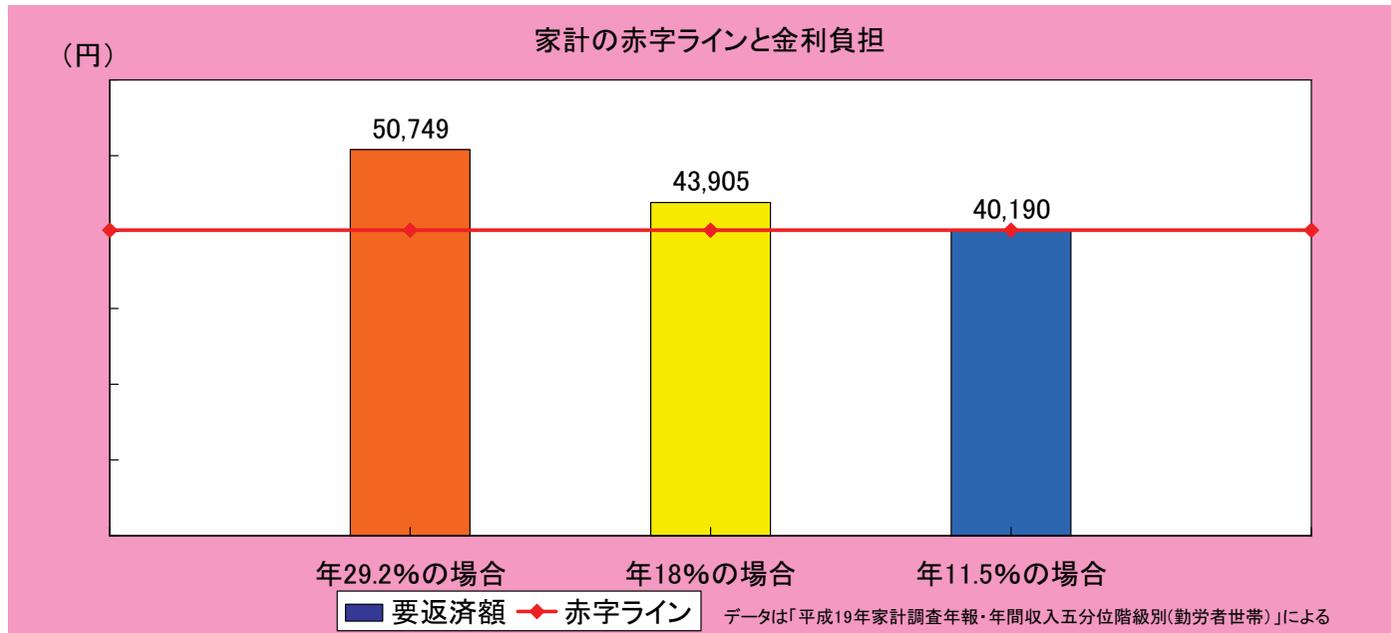
返せないお金は借りられない

平成19年の家計調査では、勤労世帯の下から2割は年収369万円以下で、家計の黒字額は40,190円。

年収の3分の1に当たる123万円を借りて3年以内に完済するための毎月の支払金額を計算すると、年利29.2%なら毎月1万円の赤字、年利18%でも3千円の赤字です。

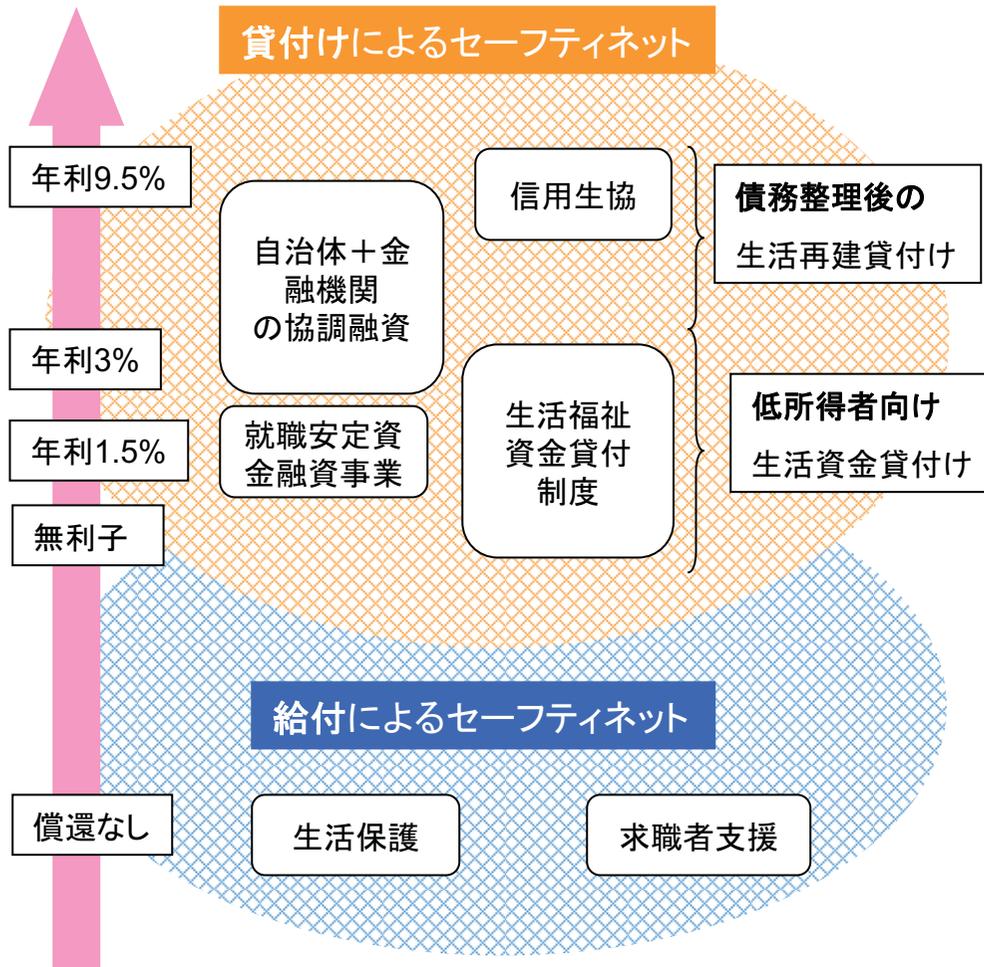
返せないお金は、結局のところ「借りられないお金」です。

この想定では、年利11.5%なら、辛うじて返せる計算になります。



セーフティネット貸付け(個人)

リスクでなく、ニーズに応じた設計を



生活福祉資金貸付制度

不意の出費や子どもの教育費などを低利で融資し、**多重債務の発生を防止**します。利率は、無利子または年3%。2000億円以上の資金がありますが、現在の貸付け実績は1000億円弱。個人保証をやめて機関保証にするなど使い勝手の良い制度に改善し、貴重な資金を大いに活用していく必要があります。

自治体連携生活資金等貸付

43都道府県の貸付実績321億円。機関保証のため、保証人不要。利率は、保証料を含めて年3%程度です。

就職安定資金融資事業

国の予算は250億円。取扱窓口は全国の労働金庫で、住居喪失離職者を対象に2008年12月から実施中。利率は年1.5%(保証料込み)で、10年以内の元利均等月賦払いです。

信用生協

信用生協が自己資金で、生活資金を貸付け。年利9.5%、5年以内の元利均等月賦払い。単なる貸付けではなく、家計簿チェックなど**生活再建の支援**を伴う「顔の見える融資」(盛岡、福岡、熊本、山口、大分)。

自治体+金融機関の協調融資

自治体の資金を民間金融機関へ預託し、金融機関が協調融資を行うという取り組みが始められています(盛岡市、宮城県栗原市など)。

セーフティネット貸付け(事業者)

ないと困る？ 商工ローン

貸付金利が年14%超という事業者向貸金業者の貸付残高は、平成19年3月末時点で9691億円、事業者向貸金業者全体の貸付残高に占める割合は6%弱でした(金融庁統計による)。それが「グレーゾーン金利でなければ貸せない」ビジネスモデルによる資金供給量です。「業界大手」と呼ばれていても、高利の商工ローンが占める役割はそれほど大きくありませんでした。

銀行の貸し渋り・貸しはがし

一方、2008年中の民間金融機関の中小企業向貸出残高は180兆円前後、前年同月比で1~2%のマイナスが続いていました。実額2~3兆円規模の信用収縮が毎月のように生じているとすれば、グレーゾーン金利による資金供給で対応できる問題ではないと考えられます。

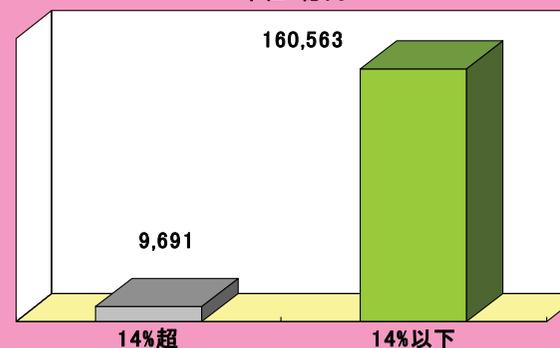
30兆円規模の保証・融資枠

【緊急保証制度】信用保証協会の100%保証による緊急保証制度の枠は20兆円。

【セーフティネット貸付け】日本政策金融公庫など政府系金融機関によるセーフティネット貸付けは10兆円。

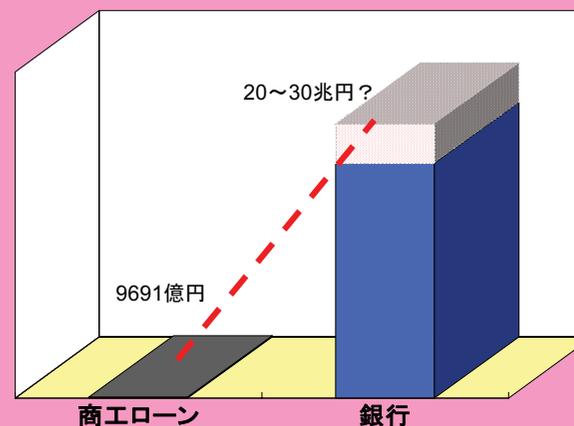
比べてみると、高利の商工ローンを延命させるよりも、中小事業者を直接支援する方が、はるかに効果的と言えます。

貸付金利別・事業者向貸金業者の貸付残高
単位: 億円



データは金融庁「貸金号関係統計資料集」による

貸し渋り対策と商工ローンの
資金供給量との対比



セーフティネット貸付け(事業者)

たとえ高利でもつなぎ資金は必要？

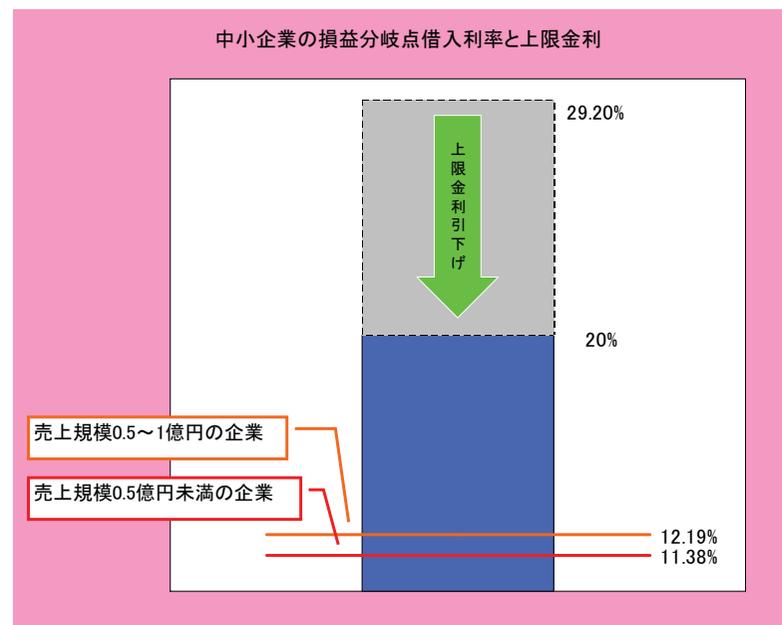
高利の商工ローンは、「一時的なつなぎ資金」といいながら、長期にわたってグレーゾーン金利を取り続けてきたというのが実態です。今になって「過払金の返還が大変だ」と言っているのは、積み積もったその結果です。そもそも資金繰りに困っている事業者が高金利を負担させれば、さらにリスクは高まります。そのリスクを保証人に転嫁する「からくり」で、商工ローンのビジネスモデルは成り立ってきました。いったんこの構図にはまりこめば、借り手は抜け出せなくなって、払っては借りるというパターンが慢性化します。ほんとうは商工ローンが借り手の上のしかかっているのに、まるで商工ローンが借り手を支えているかのように逆転した姿が現れてきます。

中小企業の限界利率

税理士・公認会計士の全国団体(TKC)の調査による約22万法人の決算書データをもとに、中小企業の損益分岐点借入利率から見た限界利率は、売上規模0.5億円未満の企業で年利11.38%、売上規模0.5~1億円の企業で年利12.19%である、という分析がなされています(金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」掲載資料)。

改正貸金業法は、上限金利を年29.2%から年20%へ引き下げます。中小企業の限界利率をはるかに上回る危険な高金利を規制するものであって、中小企業から安全・適切な金融の機会を奪うものではありません。

逆に、「上限金利規制の見直し」は、中小企業の経営を破綻させる危険な高金利を再び解禁することになります。



10年前の失敗を繰り返してはならない

高金利ビジネスの膨張は何をもたらしたか

山一証券破綻などに始まる10年前の経済危機の時代に、規制緩和の流れに乗ってサラ金・商工ローンが急成長しました。銀行の貸し渋り・貸しはがしに悩む資金需要者に対して、多様な選択肢を提供するものだとも言われていました。

しかしその結果、破産件数や自殺の激増など、多重債務問題が深刻化しました。私たちが見たものは、「シャッター通り」と「サラ金1人勝ち」でした。

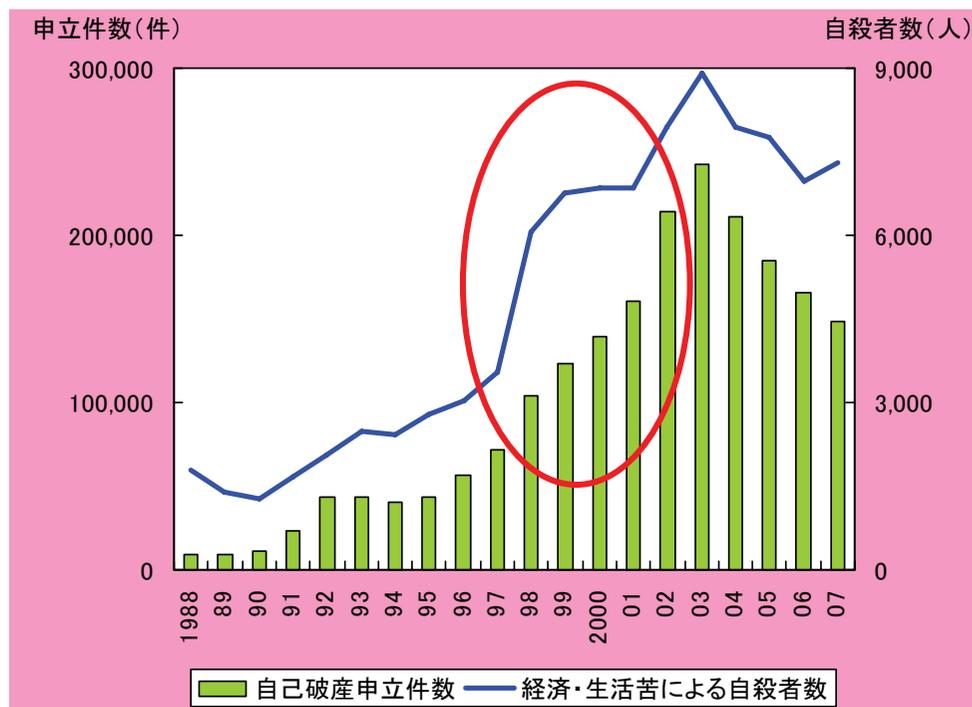
1997年から2001年までの「法人申告所得ランキング」には、武富士がベストテン入りをしてトヨタやNTTなどと肩を並べていました。

銀行の使命(銀行法1条)

不良債権処理のため公的資金によって救済された銀行は、その代償を今こそ社会に還元すべきです。

銀行は、銀行法1条に定める「銀行の業務の公共性」に鑑み「国民経済の健全な発展に資する」よう、今求められているセーフティネット貸付制度に尽力すべきです。

商工ローンの二番煎じとなる「リスクを高金利で吸収するビジネス」ではなく、公共的なセーフティネット事業の担い手の一員として参加し、金融機関としての専門的能力と資金力を、社会的パートナーシップの中で発揮して、社会の銀行に対する期待に応えてください。



“貧困ビジネス”はいらない

貧困ビジネス

サラ金・商工ローンは、「金利がリスクに応じて高いのは当然」という論理によって、もともとお金に困っている低所得者層・中小事業者に高金利でお金を貸し付けます。

借りた人は、高金利の支払のため生活や事業が圧迫され、足りない資金をさらに高金利で借りることの繰り返しから抜け出せなくなります。選択の余地がどんどん狭まって、高利貸しに依存させられてしまいます。

典型的な“貧困ビジネス”です。

サブプライム・ローン問題

今や貧困ビジネスは閉鎖的な地域社会の問題にとどまらず、グローバル規模での投資対象にまでなっています。

サブプライム・ローン問題は、返済能力のない人に高金利で住宅ローンを組ませ、これを高収益の金融商品として証券化して大量に売りさばくビジネスモデルが破綻した、というものです。

このビジネスモデルは社会にリスクをばらまく仕組みだったことから、世界的な金融危機の引き金をひいてしまいました。

そして、借りた人を「借りる前よりももっと不幸にってしまった」ことはもちろんです。

ふつうに働いて、安心して暮らせる社会を

私たちは、ふつうに働いて、安心して暮らせる社会を望んでいます。

3年前、多くの人が時間をかけて真剣に討議して生み出した「改正貸金業法」の完全施行が実現されるよう、宜しくお願いいたします。

